

原危管発 第23号
平成28年12月19日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長
[REDACTED]

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成28年3月28日付け関原発第425号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力緊急事態支援組織の本格運用開始に伴い、添付資料の通り補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以上

添付資料

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現 行 (平成28年3月28日修正)	読替後 (平成28年12月17日以降適用)	説 明
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置・・・・・・・・・・・・ 1 別表2-1-2 副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位・・・ 2 別表2-3-3 発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類・・・・・・・・ 3 別表2-3-4 原子力防災資機材・・・・・・・・・・・・ 4 別表2-3-5 原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・ 5 別表2-3-6 シビアアクシデント対策等に関する資機材・・・・・・・・ 6 別表2-3-7 本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材・・・・ 8 別表2-3-8 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材・・・ 10 別表2-4-9 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・ 11 別表2-4-10 本店原子力緊急時対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・・・・・ 12 別表2-4-11 原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・・・・・ 13 別表2-4-12 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料・・・ 14 別表2-5-13 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・ 15 別表2-5-14 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備・・・・ 16 別表2-5-15 本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・ 17 別表2-5-16 E R S S 伝送データ項目・・・・・・・・・・・・ 18 別表2-5-17 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所・・・・・・・・ 22 別表2-6-18 発電所の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・ 23 別表2-6-19 本店の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・ 24 別表2-7-20 原子力防災訓練の内容・・・・・・・・・・・・ 25 別表2-8-21 <u>原子力緊急事態支援組織</u>・・・・・・・・・・・・ 26 別表3-1-22 原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・ 27</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置・・・・・・・・・・・・ 1 別表2-1-2 副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位・・・ 2 別表2-3-3 発電所敷地周辺の放射線測定設備の種類・・・・・・・・ 3 別表2-3-4 原子力防災資機材・・・・・・・・・・・・ 4 別表2-3-5 原子力防災関連資機材・・・・・・・・・・・・ 5 別表2-3-6 シビアアクシデント対策等に関する資機材・・・・・・・・ 6 別表2-3-7 本店原子力緊急時対策本部の原子力防災関連資機材・・・・ 8 別表2-3-8 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材・・・ 10 別表2-4-9 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・ 11 別表2-4-10 本店原子力緊急時対策本部の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・・・・・ 12 別表2-4-11 原子力事業所災害対策支援拠点の緊急事態応急対策等の活動で使用する資料・・・・・・・・ 13 別表2-4-12 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料・・・ 14 別表2-5-13 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・ 15 別表2-5-14 発電所の緊急事態応急対策等の活動で使用する設備・・・・ 16 別表2-5-15 本店の緊急事態応急対策等の活動で使用する施設・・・・ 17 別表2-5-16 E R S S 伝送データ項目・・・・・・・・・・・・ 18 別表2-5-17 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所・・・・・・・・ 22 別表2-6-18 発電所の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・ 23 別表2-6-19 本店の原子力防災教育の内容・・・・・・・・・・・・ 24 別表2-7-20 原子力防災訓練の内容・・・・・・・・・・・・ 25 別表2-8-21 <u>電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織</u>・・・・・・・・ 26 別表3-1-22 原子力災害対策指針に基づく警戒事象・・・・・・・・ 28</p>	<p>美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し 頁番号の見直し 以降、頁番号繰上げ</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現 行 (平成28年3月28日修正)	読替後 (平成28年12月17日以降適用)	説 明																																																									
<p>別表2-8-21 原子力緊急事態支援組織</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市番165-9-6)</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>9名(組織長、対応要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td>原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。</td></tr> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1"> <tr><td>災害発生時の連絡体制</td><td> <p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> <tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 <u>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収容活動に係る助言を実施する。</u> 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr> <p>4. 保有資機材一覧</p> <p>資機材については1回/年保守点検を行う。また、<u>不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。</u></p> <table border="1"> <tr><td>分類</td><td>名 称</td><td>数 量</td><td>保 管 場 所</td></tr> <tr><td>遠隔操作</td><td>現場の偵察(撮影、放射線測定)するロボット</td><td>4台</td><td></td></tr> <tr><td>ロボット</td><td>偵察に必要な障害物を撤去するロボット</td><td>1台</td><td>資機材保管スペース</td></tr> <tr><td>除染用資機材</td><td>除染用資機材</td><td>1式</td><td></td></tr> </table> </table></table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	所在地	日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市番165-9-6)	施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等	要員数	9名(組織長、対応要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。	災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 <u>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収容活動に係る助言を実施する。</u> 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 	分類	名 称	数 量	保 管 場 所	遠隔操作	現場の偵察(撮影、放射線測定)するロボット	4台		ロボット	偵察に必要な障害物を撤去するロボット	1台	資機材保管スペース	除染用資機材	除染用資機材	1式		<p>別表2-8-21 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織(1/2)</p> <p>1. 原子力緊急事態支援組織の概要</p> <table border="1"> <tr><td>実施主体</td><td>日本原子力発電株式会社</td></tr> <tr><td>名 称</td><td>美浜原子力緊急事態支援センター</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>福井県三方郡美浜町久々子38号36</td></tr> <tr><td>施設概要</td><td>事務所棟、資機材保管庫、車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等</td></tr> <tr><td>要員数</td><td>21名(所長、支援組織要員)</td></tr> </table> <p>2. 平常時の主な業務</p> <table border="1"> <tr><td>資機材の集中管理</td><td>保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。</td></tr> <tr><td>資機材の機能向上及び拡充</td><td>国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。</td></tr> <tr><td>資機材操作要員の養成訓練</td><td> <p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <p>・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</p> <p>・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</p> <p>・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</p> </td></tr> <tr><td>原子力防災訓練への協力</td><td>原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</td></tr> <p>3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容</p> <table border="1"> <tr><td>災害発生時の連絡体制 (24時間365日オペレーター体制)</td><td> <p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p> </td></tr> <tr><td>発災事業者への支援内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 </td></tr> </table> <p>美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し</p> </table>	実施主体	日本原子力発電株式会社	名 称	美浜原子力緊急事態支援センター	所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36	施設概要	事務所棟、資機材保管庫、車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等	要員数	21名(所長、支援組織要員)	資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。	資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。	資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <p>・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</p> <p>・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</p> <p>・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</p>	原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等	災害発生時の連絡体制 (24時間365日オペレーター体制)	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>	発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																										
所在地	日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内 (所在地: 福井県敦賀市番165-9-6)																																																										
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場等																																																										
要員数	9名(組織長、対応要員)																																																										
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																										
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																										
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 敷賀総合研修センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																										
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。																																																										
災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																																																										
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 <u>災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収容活動に係る助言を実施する。</u> 以上の活動については、支援組織本部の指揮命令のもとに実施する。 																																																										
分類	名 称	数 量	保 管 場 所																																																								
遠隔操作	現場の偵察(撮影、放射線測定)するロボット	4台																																																									
ロボット	偵察に必要な障害物を撤去するロボット	1台	資機材保管スペース																																																								
除染用資機材	除染用資機材	1式																																																									
実施主体	日本原子力発電株式会社																																																										
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター																																																										
所在地	福井県三方郡美浜町久々子38号36																																																										
施設概要	事務所棟、資機材保管庫、車庫棟、屋外訓練フィールド、ヘリポート等																																																										
要員数	21名(所長、支援組織要員)																																																										
資機材の集中管理	保有資機材(4. 参照)について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。																																																										
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。																																																										
資機材操作要員の養成訓練	<p>支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。</p> <p>・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター</p> <p>・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、継続的に実施</p> <p>・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等</p>																																																										
原子力防災訓練への協力	原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場所: 日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内、または原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻度: 操作技能の習得訓練実施後、技能の定着を目的とした訓練を定期的(1回/年)に実施 ・主な内容: 遠隔操作資機材のメンテナンス、運転操作等																																																										
災害発生時の連絡体制 (24時間365日オペレーター体制)	<p>10条通報 ・支援要請</p> <p>発災事業者* → (平日日中) 支援組織長 → 支援組織要員</p> <p>出動指示</p> <p>(夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者: 特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>																																																										
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を招集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況(災害、天候等)に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。 																																																										

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現 行 (平成28年3月28日修正)	読替後 (平成28年12月17日以降適用)	説 明																															
新規作成	<p>別表2-8-21 電力間協定に基づく原子力緊急事態支援組織(2/2)</p> <p>4. 保有資機材一覧 資機材については1回/年保守点検を行う。また、<u>故障</u>、<u>点検等</u>により必要数が確保できない場合に<u>代替品</u>を補充する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>名 称</th><th>数量</th><th>保管場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠隔操作資機材</td><td>小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)</td><td>6台</td><td rowspan="10">資機材 保管庫・車庫棟</td></tr> <tr><td>中型ロボット(障害物撤去用)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>無線重機(屋外のがれき等の撤去用)</td><td>3台</td></tr> <tr> <td rowspan="4">現地活動用資機材</td><td>無線ヘリコプター(高所からの偵察)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>放射線防護用資機材</td><td>1式</td></tr> <tr><td>放射線管理、除染用資機材</td><td>1式</td></tr> <tr><td>作業用資機材</td><td>1式</td></tr> <tr> <td rowspan="3">搬送用車両</td><td>一般資機材</td><td>1式</td></tr> <tr><td>ワゴン車(要員・軽資機材搬送)</td><td>2台</td></tr> <tr><td>大型トラック(重機搬送)</td><td>1台</td></tr> <tr> <td></td><td>中型トラック(ロボット搬送等)</td><td>9台</td></tr> </tbody> </table>	分類	名 称	数量	保管場所	遠隔操作資機材	小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟	中型ロボット(障害物撤去用)	2台	無線重機(屋外のがれき等の撤去用)	3台	現地活動用資機材	無線ヘリコプター(高所からの偵察)	2台	放射線防護用資機材	1式	放射線管理、除染用資機材	1式	作業用資機材	1式	搬送用車両	一般資機材	1式	ワゴン車(要員・軽資機材搬送)	2台	大型トラック(重機搬送)	1台		中型トラック(ロボット搬送等)	9台	美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し
分類	名 称	数量	保管場所																														
遠隔操作資機材	小型ロボット(現場偵察(撮影、放射線測定)用)	6台	資機材 保管庫・車庫棟																														
	中型ロボット(障害物撤去用)	2台																															
	無線重機(屋外のがれき等の撤去用)	3台																															
現地活動用資機材	無線ヘリコプター(高所からの偵察)	2台																															
	放射線防護用資機材	1式																															
	放射線管理、除染用資機材	1式																															
	作業用資機材	1式																															
搬送用車両	一般資機材	1式																															
	ワゴン車(要員・軽資機材搬送)	2台																															
	大型トラック(重機搬送)	1台																															
	中型トラック(ロボット搬送等)	9台																															

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現 行 (平成28年3月28日修正)	読替後 (平成28年12月17日以降適用)	説 明												
<p>別表3-2-28 原子力防災組織業務の一部を委託するもの (4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>株式会社関電パワーテック</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲および 実施方法</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 </td></tr> </table>	法人の名称	株式会社関電パワーテック	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号	業務の範囲および 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 	<p>別表3-2-28 原子力防災組織業務の一部を委託するもの (4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>法人の名称</td><td>株式会社関電パワーテック</td></tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td><td>大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号</td></tr> <tr> <td>業務の範囲および 実施方法</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 </td></tr> </table>	法人の名称	株式会社関電パワーテック	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号	業務の範囲および 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 	美浜原子力緊急事態支援センターの運用開始に伴う見直し
法人の名称	株式会社関電パワーテック													
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号													
業務の範囲および 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 													
法人の名称	株式会社関電パワーテック													
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区備後町3丁目6番2号													
業務の範囲および 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型SFPエリアモニタ、可搬型SFP水位計設置およびSFPエリア監視カメラ冷却装置設置 ・SFPスプレイ準備 ・可搬式代替低圧注水ポンプ起動準備作業（仮設水槽配備、消防ポンプ、ホース布設、電源車配備等） ・大容量ポンプ起動、通水準備作業 ・消防ポンプ、ホースの設置等による給水活動 ・中央チエンジングエリア設営および運転員のサーベイ・除染サポート ・消防ポンプへの給油 ・放水砲の設置およびシルトフェンスの設置 													